

2008年8月20日 全4頁

子会社が例外的に保有する 親会社株式の処分の事例

制度調査部
堀内勇世

[要約]

- 会社法では、子会社による親会社株式の取得は原則として禁止されている。ただし、例外的に取得が認められる場合がある。
- しかし、例外的に認められる場合にも、相当の時期に処分しなければならない。
- そのため、企業において、例外的に取得した親会社株式の処分を進めようとする動きがある。その動きの一部が適時開示資料（プレスリリース）から読み取れる。
- そこで、適時開示資料（プレスリリース）から読み取れた「子会社が保有する親会社株式の処分の事例」を紹介する。
- ここでは、「単純な売却処分の事例」9件と、「再編行為に伴う処分の事例」5件を紹介する。

1. 子会社による親会社株式の取得の原則禁止

○会社法では、一定の例外を除き、子会社が親会社の株式を取得・保有することは禁止されている（「**子会社による親会社株式の取得の原則禁止**」、会社法 135 条 1 項、976 条 10 号）^{（注1）（注2）}。

○法が定める例外としては、例えば、次のものが規定されている（会社法 135 条 2 項、800 条 1 項、会社法施行規則 23 条）。

- ・他の会社の事業の全部を譲り受ける場合において、譲渡会社の有する親会社を取得する場合
- ・合併の時に、消滅会社から親会社株式を承継する場合
- ・吸収分割の時に、分割会社から親会社株式を承継する場合
- ・新設分割の時に、分割会社から親会社株式を承継する場合
- ・合併等の対価の柔軟化に伴い、親会社株式の割当を受ける場合
- ・三角合併等を行う場合に、親会社株式を取得する場合
- ・無償で親会社株式を取得する場合

等

大和証券グループ 株式会社大和総研 八重洲オフィス 〒104-0031 東京都中央区京橋一丁目2番1号 大和八重洲ビル

このレポートは、投資の参考となる情報提供を目的としたもので、投資勧誘を意図するものではありません。投資の決定はご自身の判断と責任でなされますようお願い申し上げます。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。内容に関する一切の権利は大和総研にあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。本レポートご利用に際しては、最終ページの記載もご覧ください。株式レーティング記号は、今後6ヶ月程度のパフォーマンスがTOP1Xの騰落率と比べて、1=15%以上上回る、2=5%~15%上回る、3=±5%未満、4=5%~15%下回る、5=15%以上下回る、と判断したものです。

○なお、例外的に取得した場合には、その親会社株式は「**相当の時期**」に処分する必要がある（会社法 135 条 3 項）。

（注 1）ここでいう子会社は、**会社法上の子会社**である（会社法 2 条 3 号、会社法施行規則 3 条・4 条）。会社法では、旧法に比べ、**子会社の定義が拡大**している。大まかに言えば、次のように拡大されている。

- (1) 株式会社以外の法人も含む
- (2) 議決権の過半数という形式基準（旧法の基準）ではなく、**実質的に支配しているか否かという基準（実質基準）**により判断する

この点については、以下のレポート参照。

- ・「会社法と子会社の定義」（堀内勇世、2006. 10. 24 作成）
- ・「会社法上も親会社、子会社の定義は実質支配力基準に」（横山淳、2005. 12. 19 作成）
- ・「会社法上の親子会社の定義 Q & A」（堀内勇世、2005. 8. 19 作成）

（注 2）子会社による親会社株式の取得の原則禁止については、以下のレポートも参照。

- ・「会社法で新たに子会社となった会社の保有親会社株式」（堀内勇世、2006. 6. 28 作成）
- ・「会社法における子会社の親会社株式取得の禁止」（堀内勇世、2005. 8. 31 作成）

2. 子会社が例外的に保有する親会社株式の処分の事例

○子会社が例外的に取得して、保有する親会社株式は、上記のとおり、相当の時期に処分しなければならない。

○それゆえに、上場会社においても、子会社が親会社株式を保有する状況を解消すべく努力しているようである。そのような動きが、適時開示資料（プレスリリース）から読み取れる場合がある^{（注 3）}。

○そこで、平成 18 年（2006 年）5 月 1 日から平成 20 年（2008 年）7 月 31 日までの**適時開示資料（プレスリリース）**の中で、「**子会社が保有する親会社株式の処分の事例**」として**見つけた事例**を紹介することにする。

○なお、親会社が「**子会社から自己株式を取得した事例**」もこの一例といえるが、ここでは省略する^{（注 4）}。

（注 3）子会社が保有する親会社株式を処分する場合、必ずしも適時開示されるわけではない。

（注 4）「子会社から自己株式を取得した事例」については、以下のレポートを参照。

- ・「子会社からの自己株式取得の事例 0 8 0 7」（堀内勇世、2008. 7. 30 作成）

(1) 単純な売却処分の事例

○親会社が「子会社から自己株式を取得した事例」に関連するものは、除外している。

親会社名	証券コード	子会社名	プレスリリースの日付	備考
大日精化工業	4116	①浮間合成 ②ハイテックケミ ③ディー・エス・エフ	(大日精化工業) H18. 5. 17 H19. 2. 21	<ul style="list-style-type: none"> 「当社グループの主要得意先を中心とした取引先等に、今後の取引の拡充のため売却するものであります。」との記載あり。 「処分の方法」の項目に、「市場価格への影響を避けるため、ToSTNeT-1等により売却の予定であります。」との記載あり。
国際石油開発帝石ホールディングス	1605	国際石油開発	(国際石油開発帝石ホールディングス) H18. 8. 28	<ul style="list-style-type: none"> 新日本石油株式会社への売却。
日清製粉グループ本社	2002	オリエンタル酵母工業	(オリエンタル酵母工業) H19. 2. 13 H19. 2. 26	<ul style="list-style-type: none"> 「当社が所有する親会社株式を市場において売却いたしました。」との記載あり。
中部電力	9502	トーエネック	(トーエネック) H19. 3. 5	<ul style="list-style-type: none"> 「売却方法」の項目に、「市場において売却」との記載あり。
タカラトミー	7867	①トイズユニオン ②タカラアミューズメント	(タカラトミー) H19. 3. 6	<ul style="list-style-type: none"> TPG Richmond I, L.P. への売却。 「売却の方法」の項目に、「相対取引」との記載あり。
小倉クラッチ	6408	東洋クラッチ	(小倉クラッチ) H19. 3. 15	<ul style="list-style-type: none"> 株式会社ケーヒンへの売却。 「売却方法」の項目に、「市場価格への影響を避けるため、相対取引により売却する予定であります。」との記載あり。
三井住友フィナンシャルグループ	8316	さくらケーシーエス	(さくらケーシーエス) H19. 5. 17 H19. 7. 31	<ul style="list-style-type: none"> 「売却方法」の項目に、「市場において売却」との記載あり。
三菱商事	8058	日東富士製粉	(日東富士製粉) H19. 9. 21 H19. 11. 8 H19. 12. 7 H19. 12. 10 H19. 12. 18	<ul style="list-style-type: none"> 「親会社である三菱商事株式会社の株式売却を決議いたしました」との記載あり。
本田技研工業	7267	八千代工業	(八千代工業) H19. 11. 6	<ul style="list-style-type: none"> 「親会社である本田技研工業株式会社の株式の売却を決議いたしました」との記載あり。

(2) 再編行為に伴う処分の事例

親会社名	証券コード	子会社名	プレスリリースの日付	備考
インテックホールディングス	3819	インテック	(インテックホールディングス) H19. 2. 15	・「当社は、平成 19 年 4 月 1 日を期して、株式会社インテックが保有する子会社株式の一部および当社株式を会社分割により承継することを決定いたしました」との記載あり。
寿スピリッツ	2222	ケーエスケー	(寿スピリッツ) H19. 8. 28	・「上場会社として適法な手段で、かつマーケットに影響を軽微にする方法を検討した結果、当社が株式会社ケーエスケーを吸収合併して、子会社による親会社株式の保有を解消する方法を採用することといたしました。これにより、株式会社ケーエスケーが保有する親会社（当社）株式が合併後、当社の自己株式となります。」との記載あり。
スカパーJSAT	9412	①ジェイサット ②スカイパーフェクト・コミュニケーションズ	(スカパーJSAT) H20. 2. 13	・「本件吸収分割は、連結子会社が保有する当社株式を当社に集約して当社グループの資本政策の充実を図るものです。」との記載あり。
ショーボンドホールディングス	1414	ショーボンド建設	(ショーボンドホールディングス) H20. 5. 29	・「ショーボンド建設株式会社が保有する子会社株式一部および当社株式を会社分割により当社に承継することを決定いたしました」との記載あり。
日本インテグランドホールディングス	1416	機動建設工業	(日本インテグランドホールディングス) H20. 7. 1 H20. 7. 8	・「承継する資産、負債の項目及び金額」の項目に、「機動建設工業が保有する預金の一部、子会社株式（日本建設株式会社（持株比率 62.2%））、当社株式（1,312,189 株）、および借入・社債の一部を承継します。」との記載あり。